

(公印省略)
住第159-24号
令和4年12月2日

(公社) 全日本不動産協会群馬県本部 本部長 様
(一社) 群馬県住宅協会 会長 様
(一社) 群馬県宅地建物取引業協会 会長 様
(一社) 群馬県木造住宅産業協会 会長 様
群馬県住宅供給公社 理事長 様

群馬県知事 山本 一太
(県土整備部住宅政策課)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」の改訂について

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和4年12月1日（木）に開催しました、第97回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」の改訂を決定しました。

つきましては、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

－改訂の概要－

- (1) 警戒レベルについて、0～4の5段階から1～4の4段階への見直し
- (2) 警戒レベル移行の判断基準の「客観的な数値」については、国の分科会や対策本部の基準に準じて、警戒レベル4の数値指標として病床使用率／重症病床使用率80%以上を追記
- (3) 国が示した社会経済活動の状況に関する事象については、必要に応じて関係団体等を通じて情報収集することを記載。あわせて、対応方針の選択肢として「医療ひっ迫防止対策強化宣言、医療非常事態宣言」を記載

※詳細は『群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」』を御確認ください。

担 当：住宅政策課 峯
T E L：027-226-3717
F A X：027-221-4171
e-mail：mine-sk@pref.gunma.lg.jp